

大阪市立長橋小学校

『いじめ防止基本方針』

大阪市立長橋小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたっての内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、見ていたりする（観衆）、見て見ぬふりをしたり、無関心であったりする（傍観者）行為も絶対に許さない姿勢でいじめ防止に取り組みたい。どんな些細なことでも必ず親身になって話を聴き、子どもの気持ちに寄り添うように努めたい。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さないという児童の意識を育成することにつながる。

そのためには学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くこと、また教職員自身が児童一人ひとりを多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立った指導を徹底することが重要となる。

『長橋小学校 学校いじめ防止基本方針』は児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針、大阪市いじめ対策基本方針に基づき、いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるということを全教職員が認識し、いじめ問題の防止、早期発見、克服に向けて策定する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （いじめ防止対策推進法 第2条）

3. 本校の基本指針のポイント

- ① 『学校教育方針』にあるように、人権教育に力を入れ、児童の豊かな人権感覚を身につけ、いじめを許さない児童の育成に努める。
- ② 定例に行う『定例ケース会議』『いじめ対策会議』また毎年実施する『いじめアンケート』、日常的に情報を共有するための『いじめ状況掌握一覧』などでいじめの未然防止と早期発見に努める。
- ③ 家庭・地域と連携を密にとり、学校外での気になる様子についての情報を得ることができるようにする。

4. いじめ対策の具体的な内容

(1) いじめ防止のための組織

① 名 称 『いじめ防止対策委員会』

② 構成メンバー

校長	教頭	人権教育主担	教務主任	生活指導部長
各学年代表	養護教諭			

③ いじめ防止対策委員会の役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(2) いじめの未然防止のための方策

① 各学年の人権教育年間計画に基づき実践を行い、豊かな人権感覚を身につけ、いじめを許さない児童の育成に努める。生命尊重、人を大切にすること、ちがいを認め合うことを大切に支援・指導を深める。

② 教職員が児童を積極的に認めていく。

学校教育方針をはじめ、運営に関する計画などをもとに支援・指導の充実、深化を図る。「生活目標」「目標マトリクス」などを児童に提示し、できていないことを指導するのではなく、認める場面を積極的に設ける。また、多文化共生の取り組みや防災の取り組み、学力向上の取り組みなどを充実させ、児童が自分に自信をもてるようとする。

③ 児童の些細な変化を共有化するために、毎月行っている「定例ケース会議」で情報を共有する。児童や家庭の生活の現状や変化を共有化し、組織的に適切な対応ができるようにする。

④ 生活アンケート、いじめアンケートなどの実態把握と分析などを適切に行いより適切な支援・指導ができるようにする。地域や保護者とも連携をし、児童の生活を多角的に支援できるようにしていく。学校外での児童のようすについても情報を得るようにする。学校だよりやホームページ等で啓発し、保護者や地域、関係諸機関との連携も図る。

⑤ 年度初め及び学期終わりに開催する「校内ケース集約会」において児童、家庭の実態把握を行うとともに、支援について意見を出し合い、さまざまなケースにおい

てよりよい支援策を組織的に実践できるようにする。

- ⑥ 年度初めに校内研修を行い、「いじめ」についての支援・指導、対策についての共通理解を図る。また、校外で行われる研修に積極的に参加する。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 毎月行っている「定例ケース会議」において児童や家庭の生活の現状や変化を把握する。教職員間での相談が日常的にできるようにする。定期的に行っている「いじめアンケート」において状況を把握し、対応を図る。
- ② インターネット、スマートフォン、携帯電話など大人が気づきにくい形で進行している場合がある。日常的な児童や家庭との交流を大切にし、児童が訴えやすい雰囲気を醸成する。
- ③ 保護者への連絡を日常的にしっかりとる。家庭訪問、電話連絡などこまめに行い、いじめに関しても相談できるような関係を築いておく。地域との連携も日常的に行い、学校外での行動についても把握できるようにする。
- ④ 大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく認知し、対応していく。

(4) いじめの早期解決についての取り組み

- ① 普段から報告しやすい環境を整え、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応できるようにする。
- ② 事案が発生した時は早急に対策委員会を設け、解決に向けた支援方針を立てる。また、全教職員が協力して問題解決に取り組むことができるよう情報の共有化を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。
- ④ 被害児童に対して学校組織全体で守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 保護者への連絡をていねいに行い、早期解決に向けて理解を得るようにする。
- ⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと協力し、専門的な知識を得ながら対応し、必要に応じて児童、保護者、教職員のケアを行う。

5. 重大事案への対処

重大事案とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
を指す。

①の「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断すれば下記のケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合。
- 身体に重大な障がいを負った場合。
- 金品などに重大な被害を被った場合。
- 精神性の疾患を発症した場合。

②の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、大阪市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

重大事案の疑いがあった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

- (1) 保護者に対しては、学校が知りえた事実を隠ぺいせず、窓口を一本化して、誠意ある対応を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会を立ち上げ、事実関係を明確にする。
- (3) 被害児童及び保護者には、いじめ防止対策委員会で把握した事実について、適切に情報提供を行う。
- (4) 教育委員会にも適宜報告を行い、連携をとる。

6. いじめ防止年間計画

月	内 容	月	内 容
4月	校内全体研修会 校内ケース集約会 始業式にて全体指導	10月	定例ケース会議 運営に関する計画中間評価
5月	定例ケース会議 いじめアンケート周知	11月	定例ケース会議 校内ケース集約会
6月	定例ケース会議 いじめアンケートの実施 アンケート結果を受けての面談 いじめ対策会議	12月	定例ケース会議 校内ケース集約会
7月	定例ケース会議 校内ケース集約会	1月	定例ケース会議 校内ケース集約会 いじめアンケートの実施 アンケート結果を受けての面談 いじめ対策会議
8月	始業式にて全体指導	2月	定例ケース会議
9月	定例ケース会議 校内ケース集約会	3月	定例ケース会議 運営に関する計画最終評価

いじめ発見時の対応

【基本的な姿勢として】

発見者にとっては「大したことではない」「気のせい」「思い込みすぎ」と思ったことでも、いじめの被害を受けた当事者の感性は非常に鋭く耐えがたいものである。いじめ事案をはじめとした人権侵害の問題かどうかの判断は、一人でできるものではない。些細なことであっても、管理職・人権教育主担・教務（人推委事務局）に報告して組織で対応していく。

発見者(教員・子ども・保護者)

- いじめ発見時の状況等を記録できる場合は、メモ書きをし、残しておく。
- 児童がいじめ被害を伝えてきた場合は、訴えをすべて受容して聞く。

第1回 対策会議

当該学年、人推委事務局(校長、教頭、人担、教務)に連絡

- いじめ対策委員会を作る。
- 聞き取りについての役割分担を決める。
- 事実確認の指示

第2回 対策会議

管理職、当該学年、人推委事務局、関係領域主担

- 現状の報告
- 対策メンバーの確定と役割分担
(責任者《窓口》を明確にする)
- 短期的取り組みの確認
(2次被害が起こらないように)

事実確認

“いつ” “どこで” “だれが”
“何を” “何度” “なぜ”

- 集団で聞くのではなく、個別に聞き取りを行う。
- 正確に聞き取りをするために、複数での聞き取りを原則とする。
- 訴え(聞いたこと)全て受容する。(指導ではない)
この段階では、指導ではなく、あくまでも“事実確認”であることを踏まえ、「被害者」⇒「加害者」⇒「周囲で見ていた者」の順に聞き取り、記録する。

被害者、加害者の保護者への一報 (学級担任)

- 情報の共有
- 事実確認を行うこと及び、短期的取り組みについて
- 被害者や保護者の思いを伝える。

第3回 対策会議

- これまでの経過の確認
- 事実確認と学校としての判断
- 今後の取り組み

全教職員で事実の共有

- 事実概要と経過の報告
- 他学年で、同様のことがないかの点検
- 情報交換を密にし、整理を行う。

第4回 対策会議

- 事実の概要の確定
- 背景の分析と今後の取り組み
- 校内指導体制の点検

全教職員へ取り組みの報告

- 取り組みについての成果と課題をまとめる。